

### 復興に向け、着実に前へ



今月末引渡しに向け、急ピッチで建設が進められる仮設住宅（旧坂元中学校跡地内）

#### 本町の被害状況等 〔4月25日現在〕

- 3月11日 14時46分ごろ
- 震源 三陸沖
- 震度 6強
- 規模 M9.0
- 人的被害
- ・死者 656人（既発見数）
- ・行方不明者 99人
- ※町外者を除く、所在未確認者5人を含む
- ・重傷者 9人（救急搬送分）
- ・軽症 81人（救急搬送分）
- 家屋等の被害
- ・全壊 約2,000棟
- （流出含む）
- ・半壊 約 500棟
- 避難者数
- ・一次避難所
- 町内6カ所、1,550人
- ※中央公民館、坂元支所、山下中学校、坂元中学校、山下第一小学校、真庭区民会館
- ・二次避難所
- 町外4カ所、160人
- ※柴田町太陽の村、角田市婦人研修センター、角田市農村環境改善センター、宮城蔵王ロイヤルホテル

#### 役場・坂元支所

##### 開庁時間の変更

4月25日（月）から役場・坂元支所開庁時間が次のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

##### 開庁時間

8時30分～17時15分  
問 山元町災害対策本部  
☎ 37・1111

#### 役場・坂元支所

##### 臨時窓口の開設

ゴールデンウィーク期間中、次のとおり臨時窓口を開設します。

##### 開設月日

4月29日（金・祝）、30日（土）、5月1日（日）、3日（火・祝）、4日（水・祝）、5日（木・祝）

##### 開設時間

8時30分～17時15分

##### 取り扱い業務

##### ○町民生活課 ☎ 37・1112

- ・戸籍等届出、火葬許可申請
- ・住民票、戸籍証明書等、印鑑登録、印鑑登録証明書、税証明書等証明書の交付
- ※住民異動（転出入・転居等）、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の得喪手続きはできません。

##### ○税務納税課 ☎ 37・1114

- ・税諸証明書の交付

##### ○保健福祉課 ☎ 37・1113

- ・被災者生活再建支援制度
- ・災害弔慰金、負傷・損害見舞金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付の申請

#### 各種証明書の

##### 無料交付

このたびの震災により、車の廃車・登録、運転免許証再交付など、紛失物の再交付については無料扱いとなります。

ただし、損害保険給付申請など、給付を受ける申請については有料扱いとなります。請求する際は、窓口でお申し出ください。

##### 問 町民生活課 窓口班

☎ 37・1112（内線124）

#### 平成23年度

##### 町税等納期の変更

震災による当面の対応策として、平成23年度の町税等納期を変更する予定です。変更後の町税等納期については、決まりしだい広報等でお知らせします。

##### 問 税務納税課

☎ 37・1114

最新の情報を掲載しています

**山元町ホームページ・携帯サイトをご覧ください！**

○ホームページアドレス <http://www.town.yamamoto.miyagi.jp>

○携帯サイトアドレス <http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/k>

## り災証明書の交付

現在、郵送で「り災証明書」の交付を開始しています。

なお、交付については被害が甚大な地区を優先に郵送していますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

問 税務納税課

☎ 37・1114

## 町民相談の開設

震災により避難されている方を対象に移動相談会を開設します。

日時

○5月9日(月)

・9時～12時

山下第一小学校

・13時30分～16時

山下中学校

○5月10日(火)

・9時～12時

中央公民館

・13時30分～16時

真庭区民会館

○5月11日(水)

・9時～12時

坂元中学校

・13時30分～16時

坂元支所

相談内容

人権相談、行政苦情相談、

登記相談、生活相談、年金相

談、消費生活相談

問 町民生活課生活班

☎ 37・1112(内線121)

## 震災による支払いや債務等に関する相談

宮城県消費生活センターでは、震災による支払いや債務等についてのご相談を随時受け付けていますのでご利用ください。

受付時間

○平日(祝日を除く)

9時～17時

○土・日 9時～16時

問 宮城県消費生活センター

☎ 022・261・5161

## ゴミの収集情報

これまで震災の影響により使用する集積所や収集する回数を限定していましたが、5月から避難指示区域および立入禁止箇所以外のすべての集積所で、ゴミカレンダーどおりの日程で収集します。

なお、指定袋の入手が困難な場合には、市販の透明な袋でもかまいませんが、必ず行政区と氏名を記入してください。

また、コンテナ収集を行っていたビン類については、当分の間、コンテナの確保ができません。袋での回収にご協力をお願いします。

問 町民生活課生活班

☎ 37・1112(内線122)

## 流失した自動車の取り扱い

津波により道路上に放置されていた自動車等については、交通の復旧や捜索の妨げとなっていたことから、災害対策基本法に基づき、町長が撤去し一時保管しています。

今後、民有地上にある自動車等についても撤去を行う予定ですが、範囲が広く台数も多いためかなりの時間を要します。ご理解とご協力をお願いします。

問 町民生活課生活班

☎ 37・1112(内線122)

## 国民年金保険料の免除申請手続き

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除(平成23年2月～6月分)になります。免除申請手続きは、7月末日までに行ってください。

なお、免除を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。

問 町民生活課窓口班

☎ 37・1112(内線123)

## 立入許容区域の設定および一時帰宅の取り扱い

行方不明者の捜索と公道等のガレキ撤去が終了した地域を、「立入許容区域」に指定し、立ち入りを認めています。

一時帰宅される場合は、専用道路を一方通行で利用いただけますとともに、地震に伴う津波警報・注意報及び高潮や波浪警報の発令時には、ただちに避難所に避難するようにお願いします。

また、自家用車等の乗り入れについては、緊急車両の妨げとなりますので、路上駐車をしないでください。皆さんのご協力をお願いします。

※詳細は4月27日付けでお知らせしています。「避難指示区域における当面の対応について【第4報】」でご確認ください。

問 山元町災害対策本部

☎ 37・1111

## 「避難指示区域」への一時立ち入りには許可証が必要です

現在、避難指示区域においては、自衛隊や警察、町消防団、関係団体等の支援を受けながら、行方不明者の捜索活動とそれに伴う被災地域のガレキ撤去活動を最優先に全力で取り組んでいるところです。このため、当該区域内には、次の場合を除き、活動の支障となる一般車両の立ち入りを制限しています。

一日も早い行方不明者の発見とガレキの撤去を完了させるため、皆さんのご協力をお願いします。

許可要件

「引越、引越するための事前準備」または「避難生活に必要な物の持ち出し」であって、道路のガレキが撤去され通行可能な場所で、車を宅地内に駐車できることが必要です。

立入許可期間 原則、1週間

※それ以上の日数が必要である場合には、許可証の再交付が必要となります。

許可証交付場所

役場1階ロビー

### その他留意事項

許可証は、立ち入りが制限される避難指示区域に立ち入るためのものであり、立入許可区域に立ち入る場合には必要ありません。

問 まちづくり整備課

整備班

☎ 37・5111

### 敷地内の建物およびガレキ等の取り扱い

町では、今後、立入許可区域における敷地内の建物およびガレキ等の撤去を行うこととしていきます。立入許可区域の「敷地内の建物」および「ガレキ等」の撤去を希望する方は、5月12日(木)～4月22日付第3報でお知らせしました区域については5月6日(金)までに掲示)までに、次の区分により自宅の玄関等の目立つところに、行政区名と名前を記入した旗をガムテープ等でしっかりと掲示ください。

○敷地内の建物もガレキと一緒に撤去したい方

↓「赤色」の旗

○敷地内の建物を残しガレキのみを撤去したい方

↓「黄色」の旗

○敷地内の建物もガレキもそ

のままで良い方

↓「緑色」の旗

なお、各旗は、各避難所および災害対策本部で用意しています。

※同一敷地内に複数の建物撤去を希望される方は、それぞれの建物の前に旗の掲示をお願いします。

※敷地内の建物について、赤色または黄色旗を掲げる場合には「り災申請手続き」を行ってください。

※詳細は4月27日付けでお知らせしています「避難指示区域における当面の対応について【第4報】」をご確認ください。

### その他留意事項

今回のガレキの撤去は町が行いますので、個人的な対応は極力控えてください。

なお、個人が自主的に撤去した場合の取り扱いは、現時点では確定しておりません。仮に個人的にガレキを撤去される場合には、状況写真や領収書など、有償で自主撤去したことを裏付ける書類等を保存しておいてください。

問 まちづくり整備課

整備班

☎ 37・5111

### 粗大ごみ仮置き場の設置について

今回の東日本大震災で壊れた粗大ごみや引越しに伴う粗大ごみの受け入れを始めます。搬入する際は、入口で受付して、係員の指示に従って分別してください。

なお、津波災害のごみについては、別途お知らせします。

仮置き場所  
四方山入口土取場(旧県道半田山下線 山元町と角田市の境)

受付時間  
○午前の部 9時～11時30分  
○午後の部 13時～16時

受入期間  
4月29日(金)～5月31日(火)

※土・日曜も搬入可能

料金 無料

搬入できるもの  
震災で壊れた家具、布団類、家電製品などの粗大ごみ、引越しに伴う粗大ごみなど

※詳細については、4月27日付け回覧文書「粗大ごみ仮置き場の設置について」をご覧ください。

問 町民生活課 生活班

☎ 37・1112(内線121)

### 東日本大震災で壊れたブロック塀および瓦の処分

東日本大震災で壊れた、または傾いて危険な状態にあるコンクリートブロック塀や家屋等の屋根瓦のみを対象に回収します。

回収作業は次の順番で行う予定です。指定日までにブロック塀等に標示(氏名・連絡先・撤去の可否等)してください。

※津波によるガレキおよび家具家電製品・生活ゴミ等は対象外となります。

各行政区指定日  
○八手庭・横山・大平  
～5月2日まで

○小平・鷲足  
～5月2日まで

○山下  
～5月3日まで

○山寺・浅生原  
～5月3日まで

○高瀬・合戦原  
～5月4日まで

○真庭・下郷  
～5月4日まで

○町・中浜  
～5月5日まで

○上平・久保間・中山  
～5月5日まで

○標示は飛散したり、濡れたりしないようにお願いします。

○指定日までに標示がなかった方については、すべての日程が終了後予備日を設けますので、直接、役場町民生活課まで来庁してください。できる限り上記日程内に貼り出していただくようご協力お願いします。

○ガレキについては、あらかじめ目に付く(町道の舗装箇所等の歩行者や車両の通行に支障のない所)場所に標示をして置いてください。

○傾いたブロック塀も今回対象としますが、道路側に面した部分のみとします。隣接地と面した塀等については対応できませんのであらかじめご了承ください。

○土地境界の関係もありますので塀の基礎部分はそのままとします。

※詳細については、4月27日付け回覧文書「東日本大震災で壊れたブロック塀および瓦の処分について」をご覧ください。

問 町民生活課 生活班

☎ 37・1112(内線121)

## 応急仮設住宅情報

第1次建設分の旧坂中跡地  
入居者78人が決定しました。

今後の建設予定は、次の  
とおりです。なお、入居者に  
ついては順次選定委員会開催  
し、決定してまいります。

### ○第2次建設分

町民グラウンド141戸

(5月上旬完成予定)

### ○第3次建設分

(株)ナガワ仙台工場内  
110戸

(5月中旬完成予定)

### ○第4次建設分

高瀬区西石原地区75戸

(5月末完成予定)

### ○第5次建設分

浅生原地区90戸

(完成時期未定)

問 まちづくり整備課

施設管理班

☎ 37・5111(内線265)

## 民間賃貸住宅を応急 仮設住宅として扱い ます

既に民間賃貸住宅へ入居済  
みの方、これから契約を締結  
する方が対象になります。

民間賃貸住宅の応急仮設住宅  
扱いについて

該当する方は、「県、貸主、  
被災者との三者による契約」  
を締結する必要があります。

① 貸主と再契約ができること  
を確認後、役場窓口までお越  
しください。

なお、この制度を利用する  
と「住宅の応急修理制度」は  
ご利用できません。

申込期間 5月31日(火)  
申込場所 役場1階窓口  
持参するもの

○4月22日まで契約した方  
賃貸借契約書の写し  
物件情報(住所、家賃、敷  
金、礼金等が記載してあるも  
の)の写し

入居対象者  
① 契約時期  
震災後から、4月22日まで  
に既に個人契約した方および  
これから契約する方

② 罹災証明  
避難指示が出ている地区、  
住家が全壊、全焼もしくは流  
失した方

契約期間  
2年間(契約日から2年間  
対象)

契約条件  
① 賃料※上限額あり  
② 敷金 賃料の1カ月分(そ  
れ以上は個人負担)

③ 礼金 賃料の1カ月分(そ  
れ以上は個人負担)

④ 仲介手数料  
賃料の0.525カ月(そ  
れ以上は個人負担)

⑤ 共益金・管理費(共有部分)  
⑥ 火災保険等損害保険料加入  
のこと

■ 民間賃貸住宅借り上げの目  
安(相場)および上限

○1K【1人(単身)】  
・32,000円

○1DK【1~2人】  
・42,000円

○2DK【2~3人】  
・45,000円

○2LDK【2~4人】  
・68,000円

○3DK【4人】  
・57,000円

○3LDK【4人以上】  
・69,000円

問 まちづくり整備課

施設管理班

☎ 37・5111

宅内で漏水を  
発見したら…

宅内の配管は個人の所有と

なりますので、宅内で漏水を  
発見した場合には、水抜栓で  
水を止め、直接水道業者に修  
理を依頼してください。

問 上下水道事業所  
☎ 37・1120

節水等のお願い  
町内5カ所にある終末処理  
場のうち、4カ所で全壊また  
はほぼ全壊に近い状況となっ  
ており、完全復旧には1年以  
上要する見通しです。現在、  
下水の上澄みを塩素消毒して  
放流しています。

このため、大量排水されま  
すと汚水があふれる可能性も  
ありますので、皆さんには節  
水、トイレットペーパーを燃  
えるごみとして処分するなど  
のご協力をお願いします。

問 上下水道事業所  
☎ 37・1120

○ 学校給食の対応  
5月13日(金)まではパン  
と牛乳等による簡易給食、16  
日(月)以降は通常給食を実  
施する予定です。

問 学務課  
☎ 37・5115

雇用・労働・年金  
ワンストップ相談  
被災された方の雇用保険受  
給手続きや失業認定手続き、  
震災で休業を余儀なくされた  
会社の助成金制度、労働条件  
や労災保険、年金に関する相  
談会を行います。

日時 4月30日(土)  
10時~15時

場所 役場1階 第一会議室  
問 宮城労働局総務部企画室  
☎ 022・299・8834

○ 就学援助・奨学金制度  
経済的な理由により、学校  
給食費等の支払いにお困りの  
方や高等学校以上の勉学で奨  
学金を必要とする方はご相談  
ください。

お困りごと ボランティアが  
お手伝いします!

水汲み、水運び、掃除荷物の移動や片  
付け、話し相手、食事運び、保育など、  
お手伝いをします。

希望者は、下記まで電話、FAX、来所  
にてご相談・ご依頼ください。

問 山元町災害ボランティアセンター  
☎ 080-5949-7720 / FAX37-2785